

(議事録)

佐野部会長 ただいまより、第3回最低賃金専門部会を開催いたします。今日を含め、8月4日、5日と専門部会で金額審議を行います。10月1日の発効を目指すのであれば、遅くとも5日までに答申を行う手続の必要性があることから、審議を尽くし、スケジュール感を持った審議をお願いいたします。

 まず、事務局から出席状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 出席状況について報告いたします。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。欠席の委員はおりません。

 以上です。

佐野部会長 ありがとうございます。

 委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本審議会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本専門部会は、専門部会運営規程第7条1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われるので、会議を非公開といたします。

 また、本部会の議事録確認者をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

 続いて、配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長 配付資料は1点になります。資料No.1、最低賃金を引き上げやすい環境整備ということで、これにつきましては、先般の内閣府の財政諮問会議等の中で配付された資料を基に提示させていただいております。

 中身は、厚生労働省だけではなくて、経済産業省、中小企業庁の他省庁の内容にも関わる、環境整備に関わるもので、変更点のみを抜粋した形で書かれております。先般、労側から金融支援等についての資料についてということがありましたが、これは別な日に、こちらでまた御提示をさせていただきたいと思っております。

 こちらで御説明させていただくのは2点、雇用調整助成金と業務改善助成金の2点になります。

 まず、最低賃金を引き上げやすい環境整備としまして、1点目が、雇用調整助成金がございます。これは景気の変動や産業構造の変化な

どの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業または教育訓練または出向によって、その雇用する労働者の賃金と雇用を守るために、国で施策している助成になります。特に新型コロナが始まりました1年半ほど前から、雇用調整助成金に厚生労働省とも力を入れておりまして、従来であれば、休業手当の助成率は3分の2程度だったのですけれども、これを最大限、ずっと引上げという形でやっております、ここに書いてありますとおり、リーマンショック時以上の助成率ということで、7月16日現在で、この資料によりますと、中小企業最大10分の9になっておりますが、最新のデータ、ホームページを見ますと、大企業、中小企業含めて10分の10という形になっております。

さらに、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合に、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給するという事で、10月以降の改正に向けた新たな支援策も打ち出しております。

また、コロナ禍における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業においても、産業雇用安定助成金を助成対象とするということになっております。

業況特例・地域特例がございますが、業況特例といたしますが、売上げ等の生産指標が、最近の3か月平均で前年、前々年比に比べて30%以上減少した、まん延防止もしくは緊急事態宣言の地域における事業体に対する助成率になっております。9月末まで10分の10ということで、これが10月から12月以降も10分の10、大企業、中小企業を含めて10分の10ということになっております。

また、まん延防止や緊急措置などの対象外の区域におきまして、これも10分の9から10分の10ということになっております。

さらに、休業規模要件の特例的な緩和といたしまして、どういう状態を休業というのかという概念につきまして、通常ですと、休業の延べ日数の所定労働日数の20分の1、つまり、5%以上の休業をもって、休業規模要件に該当するという事になっておりましたが、今回のコロナ特例ということで、それが2.5%以上に緩和されております。さらに、10月以降からは休業規模要件を問わずに支給しますということで、どんなに休業の日数が少ない人、ケースであったとしても、雇用調整助成金を給付しますという形で、要件が緩和になっている。これが主な変更点になっております。

さらに、続きまして、業務改善助成金について御説明いたします。一定の設備投資やコンサルティング導入などをして、生産性を向上した結果、賃金を引き上げることができた場合に、設備投資の一部を助成するという事になっております。

変更点は、ここに書いてあるとおり、賃金900円未満の事業場ということで、いわゆるDランク等を中心に、かなり助成をしますという国の政策がありまして、Aランクは、10名以上とか。ただ、従来型の30円コースとかが適用になりますので、最低賃金が幾ら引き上がるか分からないのですけれども、埼玉県最低賃金が引き上げる前の8月、9月のうちに、ぜひ30円程度の賃金引上げを、20円コースもありますけど、20円で最低賃金以下にならなければいいのですが、そういう形で、早めに賃上げを、最低賃金の改正に合わせて賃上げをしていくことで、この助成が受けることができます。

従来のパソコンとか、そういったものは対象外だったのですけれども、今回、新たに追加ということになりました。

佐野部会長

ありがとうございました。

今の事務局による説明に対して、何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、早速、今日の審議に移らせていただきます。

まず、本日の協議形式ですけれども、昨年度は全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別協議に移行しましたが、今年もこの進め方でよろしいでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、御手元に、たたき台というのがございまして、「公労使各側の見解」から触れさせていただきたいと思えます。狙いとするところは、労働者側と使用者側の意見でありますので、この辺で足りないところがあれば後でおっしゃっていただいて、付け替えするようにいたしたいと思えます。

賃金指導官

それでは、事務局から説明させていただきます。案のたたき台ということのでつくらせていただいております。

まず、報告書本文でございますけれども、結論に達したので報告するということと、別紙2につきまして、書かせていただいております。

なお今回特別に、過去にはない別紙3をつけさせていただいた旨を記載させていただきます。

中小企業・小規模事業者に対する一層の支援ということと、あと、先ほど室長から説明させていただきました、業務改善助成金の改善につきまして、こういったものを周知するように加えております。別紙3につきまして、まず、労働者側見解につきましては、労働者側については、玉出しをしていただけるということを前提に、目安小委員会の目安報告後に連合様で出された主張をベースに、「額差」という言葉も含めまして、仮置きという形でさせていただいておりますので、労

側で取りまとめたものを入れ込むということを前提に、仮置きで置かせていただいております。

続きまして、使用者側見解でございますけど、使用者側見解は、目安小委の使用者側の見解にプラスいたしまして、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の3団体の名前による目安小委後の見解を入れさせていだいたほか、審議会当日での御発言を入れ込んで書かせていただいております。

委員の先生の御意見をいただきたいと思っております。

公益委員見解につきましては、目安小委の公益委員見解に加えまして、審議会での発言の内容を加えさせていただいたものでございます。部会長から加えていただいたところもございますので、御説明いただければと思います。お願いします。

佐野部会長

今日配っていただきました別紙3ですけれども、最終的にこういう形で取りまとめたいと思っているところがございますので、これから触れるところにつきましては、最終的にこうしたいというところが書いてあるところがございます。

最初に、私のほうで触れさせていただきますが、「はじめに」の中で、読ませていただきますけど、「公労使各側の見解は下記に示すとおりであるが、審議に入るにあたって、中央最低賃金審議会における「令和3年度地域別最低賃金改正の目安に関する公益委員見解」では引上げ理由は示されているが、引上げ額を28円とする具体的根拠が示されていない。中央最低賃金審議会の答申金額を参酌することを求められるにしても、議事録の公開により審議の透明性と説明責任を求められるとき、委員としての責務を果たしていくためには審議のたたき台となる目安金額の具体的な根拠が示され、その考え方を理解した上で審議していくことが必要であるとの意見の一致をみた。埼玉地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会に対し目安金額とともにその金額の具体的な根拠も示すよう求めることを要請するものである。」これについては、大体よろしいですか、こういう理解で。皆さん。

結局、何となく、本音ベースとしては、3%というのはいろいろな事情があつてのところだと思うんですけど、あるべき論としては、理由というのは、上げたいなというのは何となく分かるのですけれども、本当の審議は具体的金額をベースにしてやるものですから、こういう資料に基づいて幾らになりましたというのは、本当なら必要なと思っております。その辺は、すぐには中賃で改善をされないにしても、こういう方向で検討してもらわないと困るなということで、ぜひ入れたいなと思っております。

何か付け加えるところがありましたら御意見いただけますか。よろしいですか。

では続きまして、労働者側の見解とありますけど、取りあえず、仮ということで見ていただいてよろしいですか。ちょっと1,000円というところはダブっているところがありますけれども、労側の意見としてどうでしょうか。

柿沼委員 おおむね内容に相違はないと思っています。ただ、ここにちょっと書き加えていきたいなと思っているのが2点ありまして、今後の最低賃金に向けてでいくと、現在の引上げ額の議論ではなく、セーフティーネットの役割を考えると、水準で議論をしていく必要もあるのではないかとということ、労働側としては、提示を1つしたいと思っています。

佐野部会長 具体的にどういうことでしょうか。

柿沼委員 具体的にですね。

佐野部会長 セーフティーネットというと。

柿沼委員 今のこの引上げ額で議論をしている中でいくと、1円であったり2円を引き上げるか、引き上げ、目安に対して上げるか上げないかというところが非常に議論のポイントになっていて、実際の生活を、安心して生活できる水準が、プラス1円で実現できるのかという話にはなっていないかと思っています。我々でいくと、これまでも1,000円以上が必要だという話をしておりますので、そういった水準、安心して生活できる水準を中賃で示していただくことで、そこに向けて、今年なのか来年なのか、ステップをもって到達していくことができるのではないかと考えています。

佐野部会長 私、自分で感じる場所は、本当は1,000円で足りるのかなというのは、そもそもあります。どういうところで1,000円で提示したのか分からないですけど、例えば、消費税をとっても、消費税改正前ですよね。その辺の是正もされていないとは思いますが。1,000円になったとしても、かなり厳しいのかなと。この間私が話した、年金生活者のことも思い出していただければと思います。実感として、大分前だったら、失われた20年前だったら、日本国民は1億総中流家庭という意識があったと思いますが、格差が騒がれて、いろいろなところに日本のひずみが起きているのではないかなと思っています。希望するところは、本当のあるべき賃金水準をもう一度考えていただきたい。もちろん使用者側の負担もありますから、そういう、いろいろ日本の構造改善を図りながらしていかないと難しいとは思いますが。

それと、私が経営者だったら、ある程度こういう水準で変わっていくというタイムスケジュールを出してくれたほうが、もちろん、それで各年度の金額も確定するわけではないのですけれども、景気変動つてありますから。でも、方向性はちゃんと示していただいたほうがやりやすいのかなとは感じると思います。

柿沼委員

佐野部会長、補足ありがとうございます。言っていただいたようなところを、我々としても考えておりますので、そんなところをまず、1つ盛り込んでいきたいということと、もう一つは、今回の審議会の中で私からも再三お伝えをしておりますけれども、公労使の3者構成の重要性については、記載をしたいと思っています。海外と比べても、日本の最賃を決定する一番特徴点だと思っていますし、土屋委員からも先日言っていた、公労使で、埼玉では白丸で決着をするということで、メッセージ性があったり、重要性みたいところが増す構成だと思っていますので、その点を引き続き、重要にしていきたいというところはあります。

佐野部会長

今のところは、事務局に、できたら後で文書で送ってください。

これはあくまでも労側の見解なので。今回は使用側の見解、労働側の見解なので、いたずらに、これは違うんじゃないかということは、あまりしたくないと思っています。そういうのを踏まえた上で、どう考えるかなので。後で、そういうことに対する個別意見は、それぞれのところで意見をお聞きするとして、そういうことでよろしいでしょうか。

あとは何か、労側ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、使用側の見解について、述べさせていただきます。

「使用者側委員からは、本年度の目安に関して全国一律で28円の大幅な引き上げが決定されたことは非常に驚いている。

長期的な視点で最低賃金の引き上げによる賃金水準の向上や地域間格差の是正が必要であることは理解をしているが、賃金の引き上げは、本来、企業の収益や生産性向上の産物として労働者に還元すべきものであり、今は、すべての企業に一律に強制力を持って適用される最低賃金を引き上げる時期ではない。

28円の引上げでは未満率が19.3%となり中小企業・小規模事業者には影響が大き過ぎるのではないかと。

埼玉県では、最初の緊急事態宣言から約1年4か月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、現在もまん延防止等重点措置につづく緊急事態宣言の発動により通常の経営活動を制限する協力要請がなされており、

新型コロナウイルス感染症が埼玉県の経済へ与える影響は不明である。」不明というか不透明であるということですかね。

「国の雇用調整助成金や緊急融資制度、都道府県の緊急融資対策などの支援施策には感謝をしている。かかる支援があっても多くの県内中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営環境に置かれており、業況の回復はほど遠く、借入金残高も上がり、事業を立て直す上でも大きな負担となっている。今後、各種支援策に基づく借入金の元本の返済時期が到来する時に、資金繰りが厳しく返済できない事業者が増加することも想定される。そうなれば、雇用が維持できるか不安もある。引き続き国と都道府県の支援策の継続と更なる対策を希望する。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況がK字回復と言われるように二極化している状況を踏まえ、最低賃金は全ての事業者に強制的に適用されるものであるから、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払能力に焦点を当てるべきである。そして、これらの業界は非正規労働者が多く、最低賃金で雇用されている人が多く、賃金の引上げの影響が大きい。

現状において賃金の引上げを取引先に求めているが、要請に応じてくれる取引先の方が少ない。生産性の向上が難しい業界では、企業の存続と雇用の維持ができるのか心配である。

現状では、宿泊・飲食、交通・運輸などの業種のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならない。

このような状況下、最優先すべきは事業の存続と雇用の維持である。目安金額の28円の引き上げを行うことは、人件費負担増による労働生産性の向上や企業収益の向上に必要な設備投資が実施できず、さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高く、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にある。

最低賃金の大幅な引き上げは、結果として企業の業態縮小、廃業・倒産につながるおそれがあり、埼玉県の経済の回復を遅らせるものである。

一定期間を見ながら最低賃金を引き上げることについて異論は無いが、本年度は、事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきであり、最低賃金の大幅な引き上げは、雇用調整や廃業の背中を押すことになりかねない。

また、最低賃金は、可能な限り客観的な各種データによる明確な根

拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げを法が定める目的以外に用いるべきではない。」ということだったと思います。

それ以下の文章は、方向的にこういうことを考えていただけたらというところも入っていますけど、読ませていただきます。

「以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、本年度の埼玉県の最低賃金については、現行の水準を維持することが必要である。

また、このような状況の中で一方的に28円の大幅な引き上げをするのであれば、国による十分な支援策が必要である。中央最低賃金審議会の答申に記載されている支援策に加えて要望することがあれば、意見を出していきたい。」そんなところでまとめさせていただきました。これに対して、ちょっと記載内容が違うとか、追加するところがあればおっしゃっていただきたいと思います。

廣澤委員、お願いします。

廣澤委員

記載内容の追加としては、ポイントとしては、2つありまして、1つは、中央と地方の審議会の在り方について、疑問を一言、言いたいということです。

あともう1点は、経営者側は廃業・倒産につながるおそれがあるという危惧を持っているということなので、難しいとは思いますが、28円上がったことによる、廃業・倒産への影響度合いというのを検証するべきではないか。

その2点を加えさせていただきたいと思っています。

佐野部会長

影響ということは、1年かけて、来年ですよ。

廣澤委員

そうです。

佐野部会長

今、廣澤委員のおっしゃった中央と地審との関係、私も自分の考えを持ってしまして、廣澤委員が考えていらっしゃるのと違うかもしれませんが、自分の解釈としては、正直言って、最低賃金制度が国民に広く理解されてないというのが1つあります。中賃で目安金額を発表した段階で、もうこれで決まっちゃったような受け止め方をされています。本当は、あれはあくまでも目安なので、目安金額についてどう考えるかだと思うんですけども、あくまでも地賃の審議を通さないと、これが決定されないんだよというところを、もう少し明確にしてほしいというのが1つです。

中賃は、いろいろと小委員会報告等の中で、提示した金額を参酌されたいとか、見守っているという表現をされています。これはどうい

うつもりに出されているか分かりませんが、地審の立場としては、地審で最終的に決めていくのだから、国と、中賃ないし国がもう少し、地審の審議がスムーズに行くような施策を考えていただきたいと思っています。あくまでも中央が決めるのは目安であって、最終的に地方が決めていくんだというのが法律の立てつけであると思うものですから、それを意識した審議とともに、構造にしていきたいと私は思っています。

そうでないと、多数決で決まるという、この議決のやり方にしても、本来は、先ほど柿沼委員がおっしゃった、公労使3者が意見を闘わせて、それで合意を見ていくのが本当のあるべき姿でありますので、むしろ黒丸（事務局注：採決で「使用者側反対」という意味）は例外のような形にしていかないといけないのではないかと私は思っています。そういう意味では、整理しますと、中賃と地賃の目安金額の位置づけ、地審が最終的に決めるんだということと、地審の審議が、異常な形ではなくて正常な形に、スムーズな審議ができるような、中賃、厚生労働省の本省の支援をお願いしたいなと思っています。そんな理解でよろしいでしょうか。

廣澤委員

もう少し加えますと、28円の根拠も示さないまま、部会長がおっしゃったようなやり方をするというのは、やっぱりおかしいと思いますので、28円の根拠が示せないのだとするならば、その理由を言うなり、きちんとした形で中央と地方の在り方というのを、もう少しクリアな位置づけをしてもらいたいと思います。

佐野部会長

そうですね。今、廣澤委員がおっしゃったようなところも、ちょっと配慮をしてほしいなというのはあると思います。これはどちらかということ、使用者側だけではなくて、労働者にも関することなので、どうでしょう、御意見はありますか。

柿沼委員

いや、部会長がおっしゃっていただいたところでいいかと思います。

佐野部会長

公益もいいですか、大体そんな理解で。あとは28円の影響については、ここに記載すると、来年ですね。これは全国レベルと埼玉レベルですか。

廣澤委員

申し上げておいて、実際にどういうやり方ができるかアイデアがないので、やれる形があれば、それをお願いしたいと思います。

佐野部会長

なかなかこれ難しいところは、あれですよ、コロナもあって、28円があるから、明確にしにくいということと、失業者とかそれから倒

産を減らすために国としてもそれなりに対策していただきたいと要望しているわけで、国としてもやるわけなので、実態以上にいい数字は出てくるという面もありますよね。

廣澤委員 そうですね。

佐野部会長 だからそれは、あまり悪いことがない、出ないということは、政策はうまくいったということなので、それはそれで了解していただくことになるのかなとは思いますが。

満木先生、お願いします。

満木委員 使用者側見解のところの第3段落で、「第5波の到来が懸念されている」とか、あと、「まん延防止等重点措置につづく」とか、でも、「緊急事態宣言の発動により」とあるのですけれども、中賃の目安金額より、さらに一層、事態が進んできているという中で、地域として一定やらなくてはいけないという、コロナの状況がひどくなっているというのを少し加えたほうがいいのではないかと思います。

佐野部会長 確かに公益見解では、コロナについても触れてありますよね。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度ワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっている、という形でさらっと書いてありますけど、これはあくまでも主観なんですよね。主観というのは理由として妥当なときもありますけど、普通は、例えば東日本のことも、大地震が起きて、その後続かないことがある程度見極めがついて、先をみるというのがあるんですけど、コロナについては、見極めがつかない中の主観だと、あまり理由としてはよくないんですよ。

去年もそうなんですけど、これはどっちにも取れるので、コロナの状況が続くけど、ワクチンをするから大丈夫だということと、最近、デルタ株が蔓延していて、これは、ひょっとしたら今のワクチン接種だけでは不十分じゃないかという議論があり、イスラエルなんか3回目のワクチン接種が始まったとか、刻々状況が変わってきているので、今、満木先生がおっしゃったようなことがあるのかなと思うんです。7月14日の段階では、こう判断したかもしれないけど、8月の今の段階では変わっちゃっていると。

あえて批判すれば、この先、コロナが進行中で、主観的判断をする危険性が出ちゃったのかなという感じはするんですけど。あれですか、使用者側意見としては、どうですか、それを加えたほうがよろしいですか。公益が云々するあれじゃないんですけど、満木委員の提案なので、どうでしょうか。

廣澤委員 ここは石井さんの御意見でした。

オブザーバー石井 やはり、今日から埼玉県も緊急事態宣言が発令されると、かなりの休業要請が出たりするということになるので、先行き不透明感がやっぱり強く感じる場所があるんです。確かにひとつの救世主として、ワクチンがあるんですけども、その後の新たな変異株もあつたりと、ウイルスというのは、専門家の方々に聞いても分からないところあるらしくて、非常に不安要素がかなりあると。

そういう中において、今後の出口戦略を、経済活動の中においては考えなくてはいけないというのがあって、どういうふうにV字回復させるかという問題があります。その前の段階というか今の段階では、非常にその辺の難しさを感じることににおいては、経済界の先行き不透明感というのは強く打ち出しておくべきではないかと思います。

佐野部会長 記載としては、もうちょっと踏み込んだほうがいいですか。このぐらいで。

オブザーバー石井 8月の、この時点で出すならば、この現状の状態をやっぱり、少し触れたほうがよろしいという感じはいたします。

佐野部会長 多分、7月に、委員個々に意見を聞けば、このとおりだよという人と、甘過ぎるよという人がいるんだと思うんですよ。コロナが進行中の状況で主観的に判断するのは難しいなと思っていたんです。私は正直言って、オリンピックの開催が決定したとき、政府の部会なんかで会長とかがおっしゃっていた発言からすると、一日の感染者は5,000人になるなと思っていた、正直言って。5,000人になるのは時間の問題だと思っていた。だから、見通しはものすごく甘いなと思っていたが、ただ、そうなってほしくないなと思っていました。もう4,000人突破しちゃっているということが、あながち、見通しが間違っていたとも言にくい状態になっちゃっているの。

ちょっと怖いですよ、これ。こういう扱いというのは。あくまでも、ある程度、状況が終息した段階で、この先を判断していくのがいいのかなと思うんです。進行中の状況だと、ちょっと判断が難しいのかなと感じたところ。これが好転していれば、そのとおりだなというのもあったのかもしれないけど。

オブザーバー須藤 別の話ですがいいでしょうか。

佐野部会長 どうぞ。

オブザーバー須藤 今回まとめていただいた考え方はすけれども、我々が審議会に当たって臨むべき最初の姿勢みたいなのを書いていただいて、十分に書いていただいていると思いますけれども、この報告書の別紙3は、形上というか、形式は、このままいくと、中央と同じ金額を上げた場合につく資料ということになりますので、やはりちょっと踏み込んだ意見も出していただければなというところで、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、審議会の在り方で、先ほど、中央と地方の話もありましたけれども、まず、この審議会に対して、中立性、独立性というんですか、つまり、骨太の方針を受けてやりなさいみたいなのが案にあって、数字も出ているので、その辺が政府との考えと、この審議会というのがどういう位置づけにあるのかという話を、もう一度明確に、全然関係ないですよなら関係ないですよとか、そういう独自性の話をきちんと明確にしてもらいたい話。

あとこの審議会、中央と地方との関係にもダブってくるのですけれども、やはり本来、中央なり地方がどうやって最低賃金を出すのか。それぞれ、どの指標とどのデータに基づいて、どういうふうに出すのが、やはり基本的にあって、そのとおりますやっくださいというところを、きちんと言わないと、また、来年、骨太の方針に向けて同じ数字が出ましたとなっても、また、いやいや、そんなのじゃ分かりませんから、考えてくださいという、また同じ繰り返しですので、本来審議会というのはどういう立場にあって、どういう数字を基に、どう検討すべきかを、一から検討してもらいたいという話を出してもらいたいと思います。

細かい話になりますと、最後のところで支援策が必要と簡単に書いてありますけど、やはりこれは、現状の収益を埋める支援策と、今後の収益増、生産性の増につながる部分の政策を少し分けて書いていただければと思います。

あと、検証については、廣澤委員から話をさせていただきましたので、きちんこの結果を、1年間検証して、来年の初めに報告書として出すように、きちんと出していただきというのが、私の意見でございます。

佐野部会長

部会長として報告するのは3つで、私なりのコメントをさせていただきます。最後の支援策については、事務局が書くことではありません。この間もお話ししましたが、支援策を具体的に現場の方々に、あれば出してくださいと言っています。1点目です。

それから、最低賃金の、いろいろと情報公開については、最初の使用側の見解ではなくて、共通するところで触れさせていただいたので、

それに代えさせていただきたいと思います。

それから、中賃と各地審との関係の在り方、これははっきり言って、おっしゃるとおり、私もよく分かりません。何となく、目安金額というのはどういう位置づけなのかという、これも含めて。ただ、全国一律というのは、究極に目標として上げている人もいますけれども、一体どういうレベルで行っていったらいいのか。それぞれのところが完全に独立するとなると、目安金額が28円で、今年、埼玉県は10円だよといったら、ますます格差不均衡になる。指針の金額の出し方というのが1つポイントになるのかと思っています。ですから、勝手に地方が金額だけを決めていいのかというのも、なかなか言いにくいということで、どちらかという半独立的な、金額は目安であるけど、それをベースにして、いかに地審のレベルで、独自性を発揮できるかがポイントだと思っています。本音としてなかなか難しいと思いますが、どうせなら28円をベースにして、幾らか上下幅を持たせる、26円、30円にするとか、そのぐらいのところがあっていいのかなと思います。今の中賃と地賃との在り方については、単なる独立性の確保だけではなくて、全国的な金額バランスも意識したところまで踏み込んでもらわないと難しいのかと考えております。

どうぞ。

オブザーバー須藤 今回、最低賃金の改定についての諮問文書をいただいたのですけれども、この中にも、骨太の方針に、骨太の方針は簡略化ですけど、方針に配意した調査審議を求めると書いてあるんです。ということは、もう政府の意見の中での審議しか許されないという状況でしょうか。

労働基準部長 必ずしもそうしろという表現ではないので、そうではないというふうに御説明はさせていただきますけれども、ただ、そうすると、御指摘いただきましたとおり、地賃の独自性、中立性の理念はどこにあるんだということは確かでございます。しかし、文言の中で、そこは事務局で検討させていただければと思います。

佐野部会長 専門家で、大学の先生もここにいらっしゃるので、その方に発言してもらったらいいかもしれませんが、国によっては、アメリカみたいに、決めるときに、連邦政府とか州政府で決めるとか、国で決めるところもあります。韓国なんかもそうなのかもしれませんけど。日本は独自の、公労使で決めて、比較的時間をかけてやっている国かと思っています。お隣の韓国も日本と同じようなやり方を取っています。

最低賃金というのは、この間もちょっと触れさせていただきましたけど、普通は、使用者側のほうがイニシアチブを取っているので、国の意向とかがないと思いつた上がり方はしないと思います。お年を

召した方はある程度記憶されていると思いますが、例のオイルショックのときというのは物価が異常に上がったので、企業が率先して上げたというところがあります。けれども、普通は、国指導の意向もないと上がらないという状況にあるので、そういう意味では、骨太の方針とかというところも、ある程度は納得できるところがあります。

ただ、それは時期を得たときで、それを今年やるのかというところはあると思うんですけども。審議会の難しさは、理想的にはそうなんです。確かに、独自性は必要で、ですが、それぞれやるとなると、国との整合性とか、国民経済に対する影響とか、いろいろなところを考えざるをえず、本当はのめないようなところも、のんだところでやらなければいけないのが、このところなのです。その限界もちょっと御理解いただきたいとは思っています。

ですから、須藤さんのところはよく分かっています。私も感じるところはございますけど、1つは、支援策については、はっきり言って、事務局というよりも、もしあれば、次の会議でもいいですから、具体的な支援策をおっしゃっていただきたい。最低賃金の数字の在り方は、それは、先ほどの公労使のところで書いた部分で御理解いただきたいのと、そして独立性の議論については、中賃が、もうちょっと地賃のほうに配慮して、審議が活発になるような形で臨むぐらいに押さえていただきたいなと思っています。独立性までいくと、なかなか難しいというのがありますので。

オブザーバー須藤 部会長のおっしゃることは、本当に分かるんですけど、こういうタイミングの中でだからこそしか言えないことというのがやはりあって、もうこれでコロナがもし収まってきたら、多分2度と言うチャンスはないのかなと思っていますので、ぜひとも、審議会というのが本来どうあるべきで、どういうふうに決まるべきか。それが、労働者の生活の中において最低賃金の占めるウエートは高いと思いますけれども、今までも出ていたように、福祉政策、保健政策、教育政策、こちらと整合性を取りながらの賃金の話がありますので、その辺の全体の中での位置づけも明確にしながら、本質的に何をすべきかをきちんと議論するいいチャンスだと思いますので、ぜひとも記入してもらいたいと思います。

佐野部会長

確かに、賃金というのは単独で動いていないので、今おっしゃっていただいた、いろいろ他の政策との関わりは大事なので、私も賛成です。その辺についても。私も教育については、公益的な意見として触れさせていただきましたが、お金というのはやはり生活の糧なので全てに影響するんです、はっきり言って。先ほど、廣澤委員から、別の機会で発言してはどうなんですかと言われましたけど、独立性の

議論は、議事録に残してもらったほうがいいなと思っているんですけど、だけど、別紙として答申書に書くのは、いささかというところがありますので、ちょっとそこは勘弁してほしいなと思います。ですが、議事録の中では、そういうのが出たというのを残すのは、私は構わないのかなと思っています。忌憚のない意見として公開しますから。気持ちとしては、独立性とまで言わないけど、全国の金額に配意した中で、地審に対して、金額的な根拠も示すと共に、地審の中で自由闊達な議論ができるような環境を整えてほしいという要望はあります。ほかにございますか、使用側なり。もし何かあったら、また後で改めて問い合わせていただきたいと思います。

全部、前回、読ませていただいて、一応、労側、使側で、今の段階ではそういう要望を付け加えた形で、見解ということを見せていただくとして、その次に、何か質問がありましたら、確認した上で、休憩して、個別協議にさせていただきたいと思うんですけど。

使用者側の意見として、何か追加することがなければ、公益委員見解に移らせていただきます。

「公益委員としても目安金額28円は予想を上回る数字であり、驚いている。

中央最低賃金審議会は、昨年度は最低賃金の引上げ額の目安を示しておらず、本年度も28円の引上げ額について、丁寧かつ積極的で説得力のある説明をしていない。公益委員としては、本来、昨年度と本年度の2年間に分けて示される額を本年度に併せて目安金額として示したものであると推測するとともに、また、経済と雇用の状況認識については、国の4兆円を超える雇用調整助成金、業務改善助成金、緊急融資など支援策に支えられたところも大きく、経済及び雇用支援策が反映された数字を捉えて、これまでの観点から景気や雇用情勢を判断して良いのか疑問もあり、これらの観点からは目安金額は妥当ではない」と考えたということです。

「しかし、コロナ禍において、エッセンシャルワーカーなどその存在が不可欠にもかかわらず低い賃金で生活をしている人もおり、これらの人に対して一定の引き上げが必要であること、コロナ禍にもかかわらず諸外国では最低賃金の引上げを行っている事実、28円の引き上げについて、全く根拠がないとも言えない。コロナ禍ではあるが最低賃金は引上げをしていく、そのための支援策も考えているとの国の強いメッセージを考えると、目安金額で示された金額を尊重+したい」と。最終的には28円を支持したいということでございます。

「また、隣接する東京都の最低賃金について地方最低賃金審議会の答申が28円であると聞いている。昨年度の答申において2円の額差の縮小を果たしており、その成果を無駄にすることなく、東京都との差を広げないためにも、28円の引き上げが必要である。」と考えまし

た。

「経済が安定しなくては、社会、環境もうまくいかないと思うが、コロナ禍で経済が弱まっているから、環境と社会はどうでも良いという事ではない。

国連が定める持続可能な開発目標であるSDGsの17の目標の最初が「貧困を無くそう」というものであるが、貧困を無くすために何ができるのかと考えた時に、コロナ禍の厳しい状況下の中で、使用者側が非常に踏ん張っていることは理解できるが、明るい将来に向けての一步として、継続的な最低賃金のアップというのは、特に支援策が乏しいボーダーラインにある最低賃金水準にある労働者にとって不可欠な要素であると考えている。」次の文章は、私がまだ皆様に話してないことです。

「我が国では貧困の連鎖が生じているといわれている。経済的に恵まれない家庭では生きていくのが精一杯であり、子どもの教育まで意識が届かない。学習環境は親の所得の影響を強く受けている。貧困家庭の児童の学力はそうでない家庭の児童の学力と比べて劣る傾向にあり、我が国の労働力の水準の低下、新たな不正規労働者の増加につながる。最低賃金制度をより意義ある制度としていくためには、家計を支える主たる収入が最低賃金水準の労働者を少なくしていくことも、最低賃金水準を高めることとともに重大なことである。部会報告の領域を超えるかもしれないが、学力が平均以下にある児童の学力向上に対する施策も国に期待したい。」この背景には、私が、埼玉県の監査委員をやったときに、県立高校を訪問し、具体的な話を聞いたときに感じたことがあるんです。どういうことかということ、家庭的に貧しいと、そもそも生きていくことが大変なので、なかなか学校に行かせるとか、子供に学習させるとか教育を施すというところまで意識が回らないというのです。

私は、児童養護施設なども、頼まれて大学の先生などと一緒にサポートしていますが、そこでも感じているんですけど、やはり貧困の家庭の児童がそういう施設に入ってきて、少子化の中でも増えているんです、傾向的には。増えているだけではなくて、それがものすごく連鎖しているんです。親が教育を途中で、例えば中退とか、断念したりすると、また子供さんもそうなっている傾向があります。

貧困家庭のところをできるだけ、家庭で学習する環境を、私は整えていただきたいということ、教育界でも、もう少しそういうところを、全然やってないというわけではないのですけれども、考えていただきたいと思います。日本は義務教育ですから、中学校は校長の判断で卒業させることができます。しっかり学習させて卒業させるのが理想ですが、なかなかそれは難しいというのが現状なので、そういうところをどうしていくかというところがあります。経済的に豊かな家庭

でも、そういう学力が劣る子もいるということはあるとは思いますが、傾向としては、貧しい家庭のほうが多いので、こういうような表現を入れさせていただきました。

先ほど須藤さんもおっしゃっていましたが、賃金のところはいろいろ関係しているという、1つの例ですけれども、私は、埼玉県としては、こういうところも少し触れてほしいなということがありまして、入れました。これは自分もかねて感じているところですが、先日の審議会で、鈴木さんがおっしゃっていただき、うんうんとうなずいてしまいましたので、鈴木先生、何か補足することがあればおっしゃっていただけますか。

オブザーバー鈴木 私はオブザーバーの立場ですので、本来の最低賃金審議会の守備範囲から超えるものであると思いますけれども、感想ということで、教育について述べさせていただきました。

今、新聞ですとかニュース報道などでは、貧困家庭の実態に関する事例みたいなのは、いろいろなところで御報告されていますので、それについては、個別には理解できるものは多々ありますけれども、量的に把握できるものがどれだけあるのかというのが1つ重要なのかと思っています。

調べてみたところ、コロナ禍の前ですけれども、日本財団で2015年に子供の貧困の社会的損失推計レポートを出していたり、2016年にはそのレポートを掘り下げて都道府県別に子供の貧困の状況についてレポートを出したりしています。

具体的には、都道府県別のレポートを見ますと、貧困でない世帯と生活保護世帯と児童養護施設の世帯というか子供で、大学の進学率、専門学校の進学率の違いが出ています。

結果としましては、大学の進学率などは顕著に出ていますけれども、貧困でない世帯の進学率は高く、生活保護世帯や児童養護施設の入所児童は低いといったものも出ています。

あと、コロナ禍では、2021年に三菱UFJリサーチ&コンサルティングで、日本財団との共同の調査をしています。これは、コロナ禍が子供の教育格差と非認知能力、自己肯定感というようなものの調査をしているのですが、これは小学生から高校生を持つ親4,000人に調査をしたものだそうです。こういうのを見ていると、2020年のコロナ禍の臨時休校期間中に、学校以外の勉強時間を増やして、学校再開後も継続的に学校以外の勉強を行っている家庭の割合は、高所得世帯、高所得世帯といっても年収800万円以上ですので、日本の中間層だと思います。この中間層の世帯では、学校の勉強時間以外の勉強時間が増えている。それに対して、そうでない世帯は長くない、減っているということなのだと思いますけれども、そういう報

告が出ています。

こういう量的なデータの結果と、今佐野部会長がおっしゃったような個別的な事例というのは、非常に整合性があるものかと考えておりますので、そのぐらいのコメントにとどめさせていただきますけれども、貧困というのは当然、世帯所得が極めて低い。子供の貧困は、子供自体が稼ぐことはできませんので、その親の経済状況に大きく左右するということですので、広い視点に立つと最低賃金も、こういう貧困問題とリンクさせて考えることはできるであろうということ、前回コメントさせていただいた次第です。

以上になります。

佐野部会長

ありがとうございました。

多分、最低賃金の在り方というのは、当初は、最低賃金のレベルを決めていくんだよと始まって、生活保護世帯との逆転現象とか、そういう社会福祉的なところも入れていった、変遷してきたと思うんです。私は、考えると、最低賃金の目指すところは何かという、できる限り困窮者をなくしていくんだと、それが目的じゃないといけないと思っているんです。そのための最低限の支えとして、最低賃金というのはあるのかと思うので。中賃なんかでも、何のために最低賃金を決めるんだという意識をもうちょっと持っていただきたいと思って。それで、賃金というのは、何度も言いますが、何をやるについても収入がベースになりますので、1つの拠り所なものですから、なかなか、日本の国内の現状を言っただけでも、私も含めて反省しなければいけない。私も反省しなければいけないとは、寄附文化というのは日本にはなかなかないですよ。アメリカだったら非常なお金持ちの人だけではなくて、そうでない人も、弱者を支えるような寄附文化というのはあると思うのですが、そういうのがない中では、なかなかこの辺の最低賃金というのは、本当の施策として考えていかなければいけないのかと思っています。少し行き過ぎだということがあるかもしれませんが、述べさせていただきました。

続いて、読ませていただきます。

「短期的には、コロナ禍において国が行っている助成金等による事業者への支援は相当程度行われており、これによりコロナ禍において厳しい経営状況の事業者への支援も実施されているものと理解しているが、コロナ禍により売上等が減少した事業主に対して賃上げを支援する「業務改善助成金」について、本年8月から特例的な要件緩和や拡充が行われていることから、この「業務改善助成金」について、厳しい経営状況の事業者への周知が確実に行われ、支給が確実に行われることを埼玉労働局に対し、強く要望する。

また、県内の自治体が民間企業に業務委託を行っている場合に、年

度途中で最低賃金額改定によって当該業務委託における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を希望する。」この辺は中賃の流れに沿ったものです。

そして、「長期的には、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性の底上げが雇用の減少につながることにならぬ経済環境の整備、経済活性化や取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備のための支援策を一層充実するよう希望する。

最後に、事務局に対しては、当審議会における円滑な審議に向けて、中央における審議の経過について、表向きのみならず各委員の求める真意の情報収集に真摯に務めることを要望する。」ということにさせていただきました。

最後のほうの生産性の底上げ、雇用の減少というのは、何度も言いますが、売上げとかが増えないと、賃金の引上げが、合理化によって人の削減になってしまう。国でも価格転嫁をしやすい環境にするといいながらも、使用者側の委員がおっしゃったように、なかなか難しい面もありますので、それをどうしていくかは、本当に国が真摯に考えていただかなければ、賃金が上がったけど、雇用が削減されるということであってはならない。そのとおりにしていくためには、必要な施策かなと思っています。

コロナ禍を契機に、サプライチェーンとかいろいろありますけど、日本の本当の在り方を、できれば政府でもうちょっと考えてほしいというのはあります。経済構造とか、短期的に考えることではなくて、今後の日本をどういうふうにしていくんだというイメージを、そのための施策としてこういうふうにしていくという、そういう捉え方をしないと、なかなかこれ、できないんですよ。多分、使用者側の方はもっと分かっていると思うんです。うちの会社が厳しいよねと。今までの技術だと、本当にいけるのかどうかとか、雇用維持できるのかとか、それはどうしていきうかという。有価証券報告書なんかでも、会社の考えを必ず載せなければいけないので、どうしていきうかというメッセージが要求されて、具体的な表現によりこういうような方向にかじを切りたいとか説明されています。それが、投資家の評価にさらされていることを考えると、経営者の方だったら結構分かるようなところだと思うんです。国レベルだと、そこのところももうちょっとやっつけていかなければ、私はいけないかなと感じています。

こういうことでできるだけ支障がない限り、先ほどの追加してほしいところを加えて、まとめさせていただきたいと思いますが、これに対して、それぞれの、この記載の内容について質問があればおっしゃっていただけますでしょうか。

私からの要望としては、使用者側に対しては、先ほど須藤さんがお

っしやっていましたけど、もし具体的な施策を希望するのだったら、具体的に出していただきたいと思います。後で、明日中ですよ。非常事態の中なので、はっきりと公労使の主張、単なる最低賃金にとどまらず、思っているところを言っていただいて、それをベースにして、政府の、中賃の見解というのも、どっちかという、国の施策に、ある程度準じたところがございますので、地方ならではのところがあれば、それを入れていきたいと思っております、こういうふうな機会を設けさせていただきましたので、コロナ禍の、アフターコロナの話って、多分中賃の中で触れてないですよ、1つの例が、そういうところも含めて、あれば申し出てください。

廣澤委員、お願いします。

廣澤委員

先般、柿沼委員からもあったお話で、まだ手元がまとまってないという話ですが、この間の目安についての答申の中にありました、③番、政府として、感染症の影響を受けて、厳しい状況の企業に配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業への支援強化についてやる方針であるということがありますので、使用者側としては、その中身を知りたい。一体どういうことを用意されていて、その上で、さらにもっとこういうことを申し入れるという形にしたいと思うのですが、ここについてもこれからということだと、順番が逆ではないかという気がしてきますのですが。

佐野部会長

その点、どうなんですか。何か情報ありますか。

労働基準部長

確かに今御指摘いただきましたとおり、これから何が出てくるのか。そういうところの議論が、まだ見えている状況にはございませんので、今のようなお話も、御主張といえますか、別紙3の中に記載をさせていただくという方向性でよろしいでしょうか。

廣澤委員

現状がそういう状況であれば致し方ないと思いますが、できれば具体的に、こういうことも触れていただいたほうが、地方の議論としては進みやすいかなという点は、よく認識していただいたほうがいいかなと思います。

佐野部会長

そうですね。それも文章に。埼玉以外に、こういう要望書とかを出すところが、出てくるか分かりませんので。だから、代表して言ってもらってもいいのではないかと。最初に、何か要望があればどんどん出してくださいと言ったのは、そういう意味なんですけど。できるだけ。こういうことをやってほしいとか、埼玉地域だけでなく、地賃のことを考えたら、こういうところも、地域経済のことを考えたら、

こういうところまで考えてほしいというのがもしありましたら、それもおっしゃっていただきたいと思っています。先ほどの教育レベルについては、全国的なことなので、ドラフトなので、今日見ていただいて、何かあれば、事務局に連絡していただきたいと思っています。

4日に報告書の中身にまで触れて、今日は触れませんが、そこに触れて、5日には最後の手直しをして、それで皆さんに目安金額について、どう、最終的に承認していただけるのかどうかを聞きたいと思っています。

一番のエッセンスになるのが、別紙3です。今までのところを踏まえたところで、完成形の報告書の中にそれを一部取り入れる形でまとめさせていただいて、それで答申の中でも、また報告書のところを一部取り入れた形で答申をするという形にしたいと考えておりますので、別紙3を十分に時間かけて決めたいなと思っています。

嶋田委員

すみません、書きぶりの話でよろしいでしょうか。「はじめに」の最初の4行目ですが、最初、「全会一致で目安どおり報告することになった」と書いてあるわけですがけれども、「個別には見解が分かれるものである」という書きぶりがあるって、労働者側は「目安を尊重したい」、そして使用者側は「現行の水準を維持することが必要」だと。公益側は「尊重することとしたい」と書いてあって、個別に見ると3つ違うわけですがけれども、それで、最初に「目安どおり報告することになった」と、こういうふうにボンときているので、その辺、私も今年から参加させていただいたのでよく分からないのですが、その辺やはり、致し方なくという部分のニュアンスというのが、使用者側にあるんだと思うんですね。だから、ここで急に、討議における各側の見解は一致するものもあるけれども、分かれるものもあるという、各論の話をされているような気がするのですが、全体のトーンとすると、全会一致をもって、目安どおり報告することになった。ところがその、使用者側が現状維持することが必要だと言いつつ、ここに急に飛んでいるような気がするのですが、ロジックとして。そんなことはないでしょうか。

佐野部会長

いや、これはあえて、今おっしゃった文章は触れてなかったですよ。これはまだ、こういうことでいいですかという話で、そこを経ないから、あえて触れなかったんです。

それで今、おっしゃっていただいたことがありますけれども、書きぶりの問題がありまして、労働者側にも不満はあるのだけど、答申どおりいきたいというのがあるのだと思います。使用者側にはいろいろと反対意見が多いですけど、最終的に、これで了解するのだったら、こういう意見を申し上げたいと。そこに、本当に要望が生きてくるん

ですよ。

公益委員は、最終的には、目安金額を採用するのはやむを得ないという話になっちゃうんですよ。

嶋田委員 そうなんですか。

佐野部会長 ええ。ですから、あくまでもたたき台なものですから、もし御意見があればおっしゃっていただきたいと思うんです。そういうところでよろしいですか。

嶋田委員 はい。

佐野部会長 どうぞ、山崎委員。

山崎委員 すみません。公益側の、最後のページの1ページ前の、下から10段目ぐらいに、「県内の自治体が民間企業に業務委託を行っている場合」というくだりがあるのですけれども、このくだりの中で、「発注時における特段の配慮を要望する」という文言に、もし可能であれば、今の県内の自治体というのが、おおむね長期継続契約という形をとっておりまして、大体3年間、埼玉市、埼玉県、3年間の契約が多いですね。ただ、それに対しては、最低賃金を配慮したような設計になってない、なっているのでしょうかけれども、途中で最低賃金を下回るような委託を求めるような場面が見受けられることがあるんです。ですので、文言として、「長期継続契約に関して」というようなことも加えていただけると、非常に分かりやすいのかなという気がしました。意見でございます。

佐野部会長 それがそうだったら、そうですね。これは入りそうです。もし何かあれば、また聞いていただいて。これをどこまで実現していくか、正直言って、私も分からないんですけど、多数決で金額を決める。極端な話として、黒丸にしても、他局ではあるのかもしれませんが。使用者側意見の多くが反対して、多数決で決めて、答申するのだと、あまり意味がないのかなとは思っております。使用者側は反対されたという形は残りますが。

それで考えたのは、それよりもむしろ、使用者の方々というのは経営の実態をよく御存じなので、こういうところまで賃金を上げるのであればコロナ禍の問題もあり、踏み込んでほしいなと思っていました。契約の在り方もぜひ一緒に言ってほしいなというのがあるので、今のような御意見というのは加えさせていただいたほうがいいのかと思っています。

嶋田委員、お聞きしますが、最低賃金が上がって、経営者の皆さん上げるのを同意していただけるのですか。現場は分からないんですけど。

嶋田委員 最低賃金が上がれば、もうこれは上げざるを得ないという形で企業は対応すると思いますけれども、僕が思っているのは、やっぱり最低賃金よりちょっと上のところも上昇バイアスがかかるから、人件費が非常に増えてくると思います。

佐野部会長 それが、なかなか転嫁は難しいですか。この間、賃上げ交渉しても、むしろ聞いてくれるのは少ないという。

嶋田委員 それは、転嫁はなかなか難しいと思います。それは商売上の話の中でやっていかざるを得ないんですが企業側からの反応としては、非常に厳しい、とても上げられる状況じゃないというのが感じられます。この前も20社ぐらい言っても、応じてくれるのはせいぜい5社ぐらいだという話をいたしました。

佐野部会長 おっしゃってましたね。そういう御発言があったから、この文章ではさらっと書いたのですけど。

この間はちょっと言い過ぎたかもしれませんが、賃金が上がったからって、日本の場合は、簡単に上げてくれませんよね、現状は。何か物をつくっていたら、設計変更とか新規製品だからその中で入れるなどしてなんとかしますが、マンパワーを主体の企業がするのは厳しいですよね。業種で特色があるところが、一番価格転嫁が難しいのは、一番感じますね。

事務局も取りまとめるのに時間的にきついものですから、もしありましたらできるだけ文章か何かでいただけるとありがたいです。事務局宛てに明日の午前中ぐらいまでにいただいて、修正していきます。

では、取りあえず、休憩を10分ぐらいとりたいと思います。

(休 憩)

佐野部会長 それでは、再開させていただきます。

現段階での労使それぞれの認識として、労側は、基本的には、目安金額の28円でいきたいが、当初の金額がそうではなかったのも、その辺のところも発言していきたい。

それから、使用側は、各団体でそれぞれ思っているところがあって、今のところ全面的に白丸というわけではない。ただ、今後の審議会の討議と、先ほどの文書、こういうところのいかに意見が反映するか

よって、その辺を判断させていただきたい。

大体そういうところでよろしいですか。施策については追加があれば、明日の午前中までに、労使共に事務局へ提出いただきたいと思います。

ここで特に意見として申し上げたいと、柿沼委員からありますので、発言していただけますでしょうか。

柿沼委員

労働側として、今回の審議会に臨むに当たって、目安を尊重するということが審議会が始まった当初からお伝えをしておりますけれども、我々としては、その中でも目安の示す中の、地域間格差是正というところが非常に強いメッセージだと、今回は捉えておりました。

そういったことから、当初は目安金額の28円にプラス1円の29円の提示を考えておりました。今このタイミングで地域間格差の是正が必要なのかというところでいきますと、様々な環境はありますけれども、我々として1つ捉えていたところが、コロナ禍の中で、テレワークが普及をしております、テレワークをされる方の最賃の適用というところを見ると、東京都での事業所で働いている方がテレワークで自宅の埼玉県で仕事をしていた場合、最賃としては東京が適用されるというものであります。同じように、埼玉県の事業所で働く方が埼玉県内の自宅でテレワークをした場合には、埼玉の最賃が適用される。こういうことからしても、今後この働き方がより普及していくことが予想されることを考えれば、ここで一気に東京と同額ということではないですけれども、着実に、東京都なり隣県との地域間格差是正を進めていく必要があると考えておりましたので、29円を当初は考えておりました。

ただ、これまでの議論の中で、様々な環境であったり、目安に対する、考え方、受け止めを公労使で議論してきておりますので、今回、我々としては、目安同額となる28円で結審につなげていきたいと考えております。

佐野部会長

ありがとうございました。

よろしいですか、これから本審に入らなければいけないので、今日はここまでといたします。残りは、4日、5日の2日間でございます。ぜひ、全会一致に向けて御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

次に、移らせていただきます。次は議事の2でございますけど、何かありますか、事務局からは。

賃金室長

事務局からではないのですが、先ほど労側から成長戦略フォローアップという資料を皆様に配付してほしいという依頼がありましたので、配付させていただいております。

佐野部会長 使用側にも全部、配付していただいて、はい、分かりました。

柿沼委員 廣澤委員から、政府の支援策、より具体的なものがどういったものがあるのか知りたいと要望がありました。私なりに、先週末から支援策、どういったものがあるのか調べた中で、たまたまこの成長戦略フォローアップの中に中小企業の支援策がかなりページを割いて記載がありましたので、共有させていただきました。

佐野部会長 使用者の委員で、何か参考となるところがあり御提言があれば、事務局に寄せていただきたいと思います。

あとはないでしょうか、皆さん。

ないようでしたら、次回の開催ですが、8月4日午後1時半から第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、次回の専門部会は専門部会運営規程第7条1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われるので、会議を非公開とします。なお、議事録は後日公開いたします。

これで本日の部会は閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —